様式第２号（第６条関係）

誓約書

　１　御船町おためし滞在支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）及び宿泊施設が定める宿泊約款、利用規則等を遵守し、町への移住定住を目的とする活動を行うために宿泊施設を利用します。

２　申請時の申請者及び同行者以外の者の宿泊施設の利用は行いません。

３　要綱第12条の規定により、交付決定を取り消されても異存はありません。

　　　また、自己の都合により発生したキャンセル料については、宿泊施設が定める規定により支払いを行います。

４　宿泊施設やその敷地内又は補助対象活動中に発生した事故については、　その責任を町や宿泊施設に問いません。

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　署名